平成２５年（フ）第１６２号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目２番22―703号
債務者　平館　障敏
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目12番地２　ディアス大曲南ヶ丘201号
債務者　吉田　将悟
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７６号
札幌市中央区南８条西24丁目１番１号　グリーンハイツ３号
債務者　田中　俊子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８４号
札幌市中央区南８条西12丁目２番20―701号
債務者　後藤　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９９号
北海道江別市野幌末広町39番地の２　オクタワーズ野幌イーストタワー103号室
債務者　菱沼　将大
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
北海道網走市駒場南３丁目４番22号
債務者　竹田　　實
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第３号
北海道網走市駒場南３丁目４番22号
債務者　竹田　輝子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第８号
青森県三沢市岡三沢７丁目37番地１号　ヴィラ山本201号
債務者　平澤カテリーン
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１１号
青森県十和田市大字三本木字西金崎381番地７
債務者　簗場みどり
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２１８号
千葉県旭市東足洗919番地
債務者　市原　庸行
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
岐阜県土岐市泉町大富1639番地の36
債務者　水野　美香
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３３号
静岡県御殿場市中山125番地の19
債務者　佐藤　尚久
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９８号
堺市東区丈六183番地26　ＹＭＭビル301号
債務者　久保田正敏
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
堺市堺区宿院町東３丁１番14―607号
債務者　能美　保志
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
大阪府大阪狭山市半田１丁目645番地の１　Ｄ―３号
債務者　村澤しのぶ
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
大阪府河内長野市あかしあ台２丁目６番７―403号
債務者　中村眞知子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
高知市朝倉甲325番地１　シャーメゾン中通Ｄ棟101号
債務者　松本　正子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
高知市介良乙3033番地　ハイツアネックスＤ101
債務者　西原　仁志
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　高知地方裁判所破産係